

市第 123 号議案

横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会条例の制定

横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会条例

（設置）

第 1 条 金沢区における区民文化センターの基本構想に関する事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 金沢区における区民文化センターの基本構想の検討に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、市長が任命する委員 15 人以内をもって組織する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第 2 条第 1 号に掲げる基本構想に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

金沢区における区民文化センターの基本構想に関する事項を調査審議する附属機関を設置するため、横浜市金沢区における区民文化センター基本構想検討委員会条例を制定したいので提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 （第 1 項及び第 2 項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。